あきこく通信

令和７年９月１日発行
第０９号

～飯島駐輪場の放置自転車について～

上飯島駅前の国道７号に隣接している駐輪場は、国土交通省秋田国道維持出張所で管理しています。

最近、駐輪場内に放置自転車と思われる使用されてない自転車が多くなってしまい、駐車できる台数が減少している状況です。このため、放置されている自転車を撤去・処分したいと考えておりますので、利用者の方のご協力をお願いします。



飯島駐輪場（上飯島駅前）



飯島駐輪場の放置自転車

＜整理の進め方＞

① **ステッカー貼付**：（９月上旬頃）自転車が使用されているか使用されていないか確認のため。

使用している自分の自転車にステッカーが貼られていたら、すぐに取り外してください。
ステッカー貼付けから、１０日経過しても、ステッカーが付いている自転車は、放置自転車と判断して、手続きを進めます。

② **警告書貼付**：（９月下旬頃）

使用されていない放置自転車と確認された場合、警告書を自転車に貼付けます。警告書貼付け後１４日経過しても、放置状態となっている自転車は、遺失物として警察に届けます。

③ **放置自転車の処分について**　：（１２月下旬頃）

警察署への遺失物の届出から、所定の期間が経過しても連絡が無い場合、放置自転車は所定の手続きを経て、処分されます。

駐輪場は、皆さんが安心・快適に利用できるように、自転車を放置しないようご協力をお願いします。

◆ご意見・お問い合わせ先
国土交通省東北地方整備局　秋田河川国道事務所　秋田国道維持出張所
〒010－0816　秋田市泉字登木７３－３　TEL：０１８－８６２－２２７６